

## いじめ防止基本方針

～If it is our child.If is oneself～

◇ はじめに ◇

滋賀県大津市での「いじめによる生徒の自殺」大阪市での「体罰による生徒の自殺」により、現在学校の真価が問われています。この悲しい2つの事件は、精華高等学校（以下、「本校」という。）にとっても、真摯に教育活動を見直す機会となりました。

また文部科学省より通達された『いじめの防止等のための基本的な方針』（文部科学省策定平成25年10月11日）は、それぞれの学校において、いじめ防止基本方針の策定を行う必要性を感じさせるものでした。本校に在籍する全ての生徒が、有意義な学校生活を過ごせるように、親身になって「いじめ」の防止に取り組んでいきます。

◎いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号抜粋）

### （目的）

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

### （いじめ防止基本方針）

第11条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

- ① 重大ないじめの定義をしたこと
- ② 調査結果の開示に当たっては個人情報保護を理由に拒んではならないこと
- ③ 調査委員会を教育委員会の附属機関として常設が望ましいこと
- ④ 第三者委員会には弁護士や医師など外部の人を入れ公平性を確保すること
- ⑤ いじめの発生場所は学校とは限らないこと

本校では「いじめ」が生徒の命に関わる大きな問題であるとの認識に立ち、いじめ防止

に取り組んでいる。もちろん、重大ないじめの定義はもとより、「些細な生徒間のからかい行為」「各種ハラスメント」も視野に入れ、全校生徒が安心、安全に学校生活を過ごすことに主眼を置いている。また「いじめ」防止のためには、保護者との連携が不可欠である。保護者への情報開示を確実にし、協力体制のもと取り組みを進めていく。なお、必要に応じて第三者委員会を設置し、積極的に問題解決に当たる所存である。

## Ⅱ 「いじめ」の定義

### 全職員及び学校全体で共通認識を共有する

いじめとは・・・・・・・・

「いじめ」は人間と人間との間に発生する問題行為であり、努力によって解決できる問題であるという認識を持つ。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的（インターネットを通じて行われるものを含む。）な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- ※ いじめられた生徒の立場とは、いじめられたとする生徒の気持ちを重視することである。
- ※ 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
- ※ 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- ※ 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。昨今のインターネット・携帯電話を使った同様の行為も含まれる。
- ※ 発生場所について、学校の内外を問わない。学外での事象でも無関心を装う事なく取り組む。

## Ⅲ 基本的認識

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関りをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。

2. いじめられている生徒の立場に立った親身の指導を行うこと。

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るといふ危機意識を持つ。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとするは早計である。また、いじめられている生徒にも問題があるという考え方を持たない。

3. いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。

いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。いじめの問題の基本的な考え方は、まず家庭が責任を持って徹底する必要がある。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。このことから、家庭・保護者との連携は欠かせない。情報を共有できるような関係を構築する。

4. いじめの問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要である。早い段階から、問題を見抜くように心掛けなければならない。

5. 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。地域を挙げた取り組みも急務である。

「いじめの問題に関する総合的な取り組みについて」  
(児童生徒の問題行動等に関する調査研究会議〔報告〕より)

#### IV 「いじめ」の具体的例示

〈軽度〉

- ・言葉によるからかい
- ・無視
- ・攻撃的言動
- ・仲間はずれ
- ・悪口、陰口、軽度の暴言
- ・暴言、誹謗中傷行為（「死ね」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等）
- ・脅迫、強要行為
- ・暴力（叩く、蹴る、足をかける等）
- ・重い暴力、傷害行為（殴る、怪我をさせる等）
- ・重い脅迫、強要、恐喝行為（金品の要求、屈辱的行為）
- ・極めて重い暴力、傷害行為、強要、恐喝行為

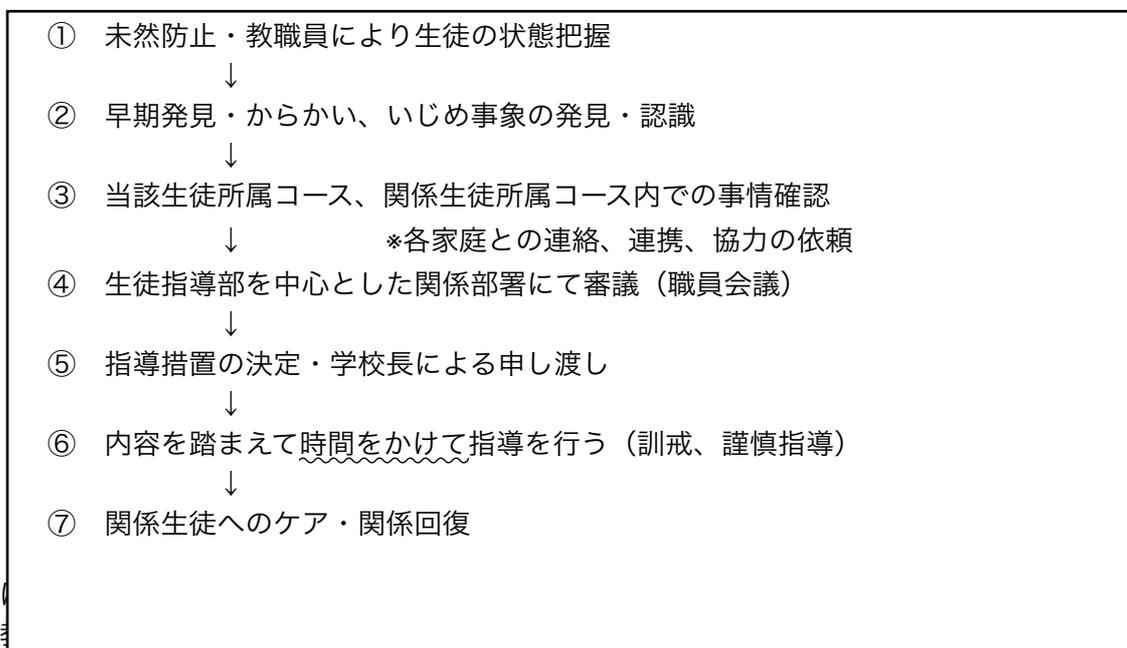
〈重度〉

軽度の事象でも見落としとしてはならない。通常、いじめには段階があるものと思われる。早い段階から取り組めば、改善・指導しやすい。

#### v 対応・対策

いじめ対策推進基本法案、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に定められた内容を踏まえて対応する。また「大阪府5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」も参考とする。

・本校の具体的指導



を目指す。また年間を通じて実施される学校行事を好ましい人間関係を構築する機会としてとらえ、積極的に参加できる環境をつくりあげる。さらに生徒指導部と人権担当は、中身のある講演会・講習会を企画、開催し、生徒の心の成長を促す努力を行う。

なお、昨今SNSの動画投稿サイトなどでも「いじめ」に該当する行為が見受けられる。学校が監視するのは困難なことであるが、これらの潜在的で複雑化している「いじめ」にも留意する必要がある。

#### 年間を通じての未然防止策

- ◇ 仲間意識の構築
  - ・新入生と2年・3年生との対面式
  - ・新入生オリエンテーション
  - ・校外研修
  - ・体育祭
  - ・文化祭
  - ・修学旅行

- ・マラソン大会
- ・コース別スポーツ大会

◇講習会・講演会

- ・生徒指導講演会
- ・交通安全講習会
- ・人権学習

◇家庭での状況把握

- ・保護者懇談会
- ・保護者会各学年懇談会
- ・保護者会学級委員総会

(2) 早期発見

教職員が早期発見に努めるためには、生徒の人格を尊重することから始めなければならない。本校では、冒頭にも示唆した「天津市の中学生自死」を教訓として、全力で早期発見に努める。以下をその教訓とし、本校教職員の心構えとする。

滋賀県大津市いじめ第三者委報告<要旨抜粋>

教員への提言

◇教員とは何か

中学生は自分とは何者か、生きるとはどういうことか、死とは何か、これら人生における根源的で本質的な問いかけに苦悩する思春期只中に生きている。教員は、思春期の複雑な葛藤や矛盾に寄り添い、その発達を支援できる大人であることが求められる。教員はその自覚をもって日々の生活を生きていくことが求められていることを自覚するよう、様々な機会を通じて自己研鑽して欲しい。

生徒は言っていた。「生徒に向き合う時間をたくさん作ってほしい。」「僕たちと遊んでほしい。」と。生徒は教員を求めているのである。

◇教員の感性<要旨抜粋>

- ・教員は子どもの一番の理解者である。
- ・またそうであってほしいと願うのは、子どもを学校に預けている親ならば、誰もが望む

ところである。

- ・子どもの目に映る教員像の中で、一番困るのは、「子どもの危機的状況においても察知せず（察知できずという場合もある）そのまま『見て見ぬふりをする。』およそ教育に携わる者らしからぬ、教育の立場からはあってほしくないような教員である。」
- ・いじめ問題で今教員に求められることは、子どもの声に耳を傾け、心の叫びや言動の裏側にある真意をしっかりと読み取ることが大切だと言われている。
- ・子ども自身がどういった立場におかれ、どういう気持ちでいるのかという子どもの心情を推し量ることができる力の育成が求められている。
- ・「先生は、子どもたちの顔を見るよりも、パソコン画面を見ている時間の方が長い」と言われ、今日の教育現場が揶揄されることがある。子どもと関わる時間を確保し、

子どもの話に耳を傾けることは、生徒理解、生徒指導の基本である。

- ・ 教員自身の感性を磨くことは、教員の日々の忙しさで難しいことではある。しかし、難しいからしなくてもいいものではなく、子どもの心を受け止めることは、どのような場合であっても教員として必ずやらねばならないことである。
- ・ 感性を磨くことは日々教員自身が意識して取り組むことは言うまでもないが、教員研修に取り入れることを提案したい。

#### ◇いじめの認識・研修

何がいじめで、何がいじめでないかを決めるのは、教員でも学校でも教育委員会でもない。子ども自身がどう感じたか、どう思っているのかがポイントである。教員は子どもの心に寄り添い、心の奥底にある心情を理解することから始める必要がある。

いじめは何処でも、何時でも子どもたちの関係性の中に起こる。しかし、いじめが起こらないように、その子どもたちに関与している教員をはじめ大人たちが、今日的ないじめの構図や成り立ち、いじめを起こさない集団づくりやいじめ発見法等の、研修、研鑽を積むことが求められる。

まずは教員にとって見えにくいいじめの存在に敏感になるために、一つにはいじめが生徒集団内で起こる構造について理解を深めることが必要となる。

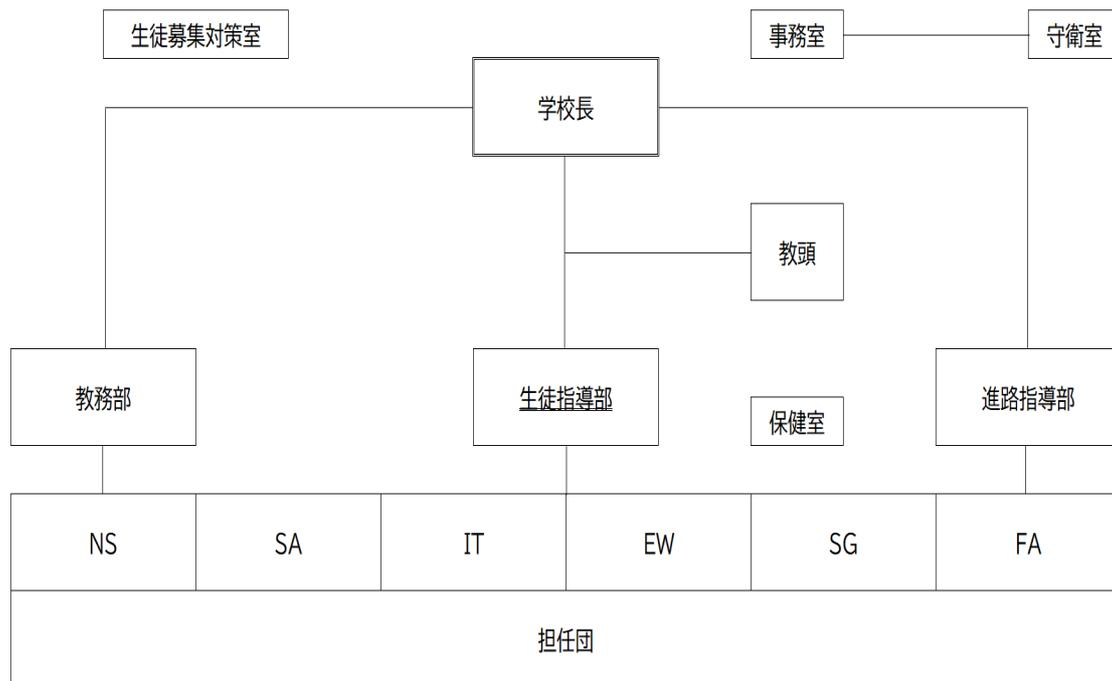
#### ※いじめの構造

- ・ 友達の数が多くても、いじめの被害から逃れることはできない。
- ・ これまで、一般的に、いじめの被害者には友人が少ないことが指摘されてきた。また、今回の調査でも同様の傾向があることがわかっている。ところが、この友人の数といじめた子との関係を見ると、クラスの中の親しい友だちの人数が多くなればなるほど、「よく一緒に遊んだり話したりする友だち」がいじめられた子の割合が多くなることがわかったのである。

#### (3) 事情確認

「いじめ」「からかい」が認識された場合、本校では担任・生徒所属コースが中心となり、これに生徒指導部が連携して事情確認を行う。

#### ◇精華高等学校職員組織



※生徒による問題行動等が発生した場合には、その人権や個人情報保護に配慮するなど、以下の事項に留意して事情確認を行う。

- ①当該の生徒から速やかに事情確認を行うとともに、関係する生徒や保護者、また、必要に応じて関係諸機関からも状況確認を行うなど、多面的かつ十分な事実確認を行う。
- ②担任等を中心として複数の教員が教育的観点に立って事実確認を行う。その際、威圧的な態度とならないよう配慮する。
- ③事実を明確にするとともに、当該の生徒等による弁明の機会を確保し、一方的な懲戒処分や教育的指導に至ることがないようにする。
- ④懲戒処分や教育的指導の決定に至るまでに、当該の生徒に対して適切な対応を行うとともに、個人情報の保護に十分留意し、人権を侵害されることがないようにする。
- ⑤確認した内容を、保護者に連絡する。できる限り、「いじめ事案」の場合、できるだけ学校に来校を願い、説明する。また生徒を家庭に連れて帰っていただく。

#### (4) 職員会議

確認した内容を共有するために職員会議を開催する。まずは当該生徒の日頃の状況や性格を考慮するため、担任および生徒が所属するコース内で最適な指導方法を検討する。その後、生徒指導部会にて審議し、指導措置を決定し、学校長の下承を得る。内容が重度な場合は職員会議にて事案を認識し、共有する。

#### (5) 指導措置の決定・申し渡し

指導内容の申し渡しは、学校長がこれを行う。指導措置決定後は、速やかに本人および保護者に連絡し、学内にて申し渡す。この場に同席する教員は、担任・所属コース長・生徒指導部長とする。

#### (6) 当該性津への指導

当該生徒への指導には、所属コース注意・生徒指導部長注意・校長訓戒・謹慎指導がある。「いじめ」の内容、期間（継続性）等を考慮して、最適な指導を行う。本校では、「いじめ」の指導には時間が必要であるという認識を持っている。これは、関係生徒との関係改善、再発防止、いじめの社会的影響等には、ある程度長い時間が必要であると考えている。また場合によっては、期限を設けず謹慎指導を行うこともある。

謹慎指導の場合、この期間、当該生徒には、しっかりとした反省を促すため自宅待機を命じる。家庭内で反省日誌に取り組み、家事手伝い、家庭内学習に励ませる。また家庭内で話し合う機会を設けるように保護者にもご協力いただく。また生徒の状況把握のため、家庭訪問、登校謹慎を実施する。

#### (7) 関係生徒へのケア

当該生徒への的確な指導は重要であるが、同時にいじめ被害生徒のケアに努めなければならない。このサポートには、担任・所属コースの教員が中心となり、スクールカウンセラー等と連携することが望ましい。職員全体でこの生徒の辛い気持ちを理解し、親身になってケアを行う。

※ 指導終了後にも「いじめ」を繰り返す生徒に対して

本校では、指導の後、反省が十分であることを確認して、通常の学校生活に戻していくが、同じ生徒が執拗に「いじめ」を繰り返した場合は、被害者を守り抜く観点から、当該生徒に対して退学・転学を勧告する。

#### 関係法令①〈学校基本法第11条〉

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

#### 関係法令②〈学校基本法施行細則第26条〉

校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に应ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあっては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う。

前項の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）または特別支援学校に在籍する学齢児童または学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - 三 正当の理由がなくて出席常でないもの
  - 四 学校の秩序を乱し、その他学生または生徒としての本分に反した者
- この場合、学校は本人の将来を考慮しなければならない。

※警察の協力が必要と判断された場合

## 〈関係通知文書〉

平成24年11月24日付「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について」

平成25年1月28日付「いじめ問題への適確な対応に向けた警察との連携について」

以上の文部科学省初等中等教育局長からの通知により、発生したいじめ事案が、警察との連携が必要と判断した場合は、できるだけ早期に警察に相談・連携を行い対処する必要がある。これは、学校にて認知したいじめが「犯罪行為」として取り扱われるべき事案が含まれている可能性が高いためである。このため我々教員は、平素より、どのような行為が刑罰法規に該当するかを、理解しておかなければならない。また判断を迷うようなケースは、積極的に警察に相談し、連携することが望ましいと考える。

### 1. 警察への通報・相談に係る基本的な考え方

(1) 学校や教育委員会に置いていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、被害児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要。

(2) いじめられている児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような場合には、直ちに警察に通報することが必要。

### 2. 学校において生じる可能性がある犯罪行為等

個々の事案について、警察へ相談・通報するべきか否かは上記1. の考え方に基づいて判断をすることが必要である。

#### ◎暴行（刑法第208条）

暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金または拘留若しくは科料に処する。

#### ◎傷害（刑法第204条）

人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

#### ◎強要（刑法第223条）

1 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、または暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、または権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉または財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、または権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。

3 前2項の罪の未遂は、罰する。

#### ◎強制わいせつ（刑法第176条）

13歳以上の男女に対し、暴行または脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6ヵ月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

#### ◎恐喝（刑法第249条）

1 人を恐喝して財物を交付させたものは、10年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、または他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

◎窃盗（刑法第235条）

他人の財物を搾取した者は窃盗の罪とし、10年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

◎器物損壊等（刑法第261条）

前3条に規定するもの（公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷）のほか、他人の物を損壊し、または傷害した者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金若しくは科料に処する。

◎脅迫（刑法第222条）

1 生命、身体、自由、名誉または財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役または30万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉または財産に対し害を加える旨を告知して脅迫した者も、前項と同様とする。

◎名誉毀損、侮辱（刑法第230、231条）

第230条 1 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮または50万円以下の罰金に処する。

2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。

第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留または科料に処する。

◎児童ポルノ提供等

（児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第7条）

※ 学内における相談担当者

学校内の相談窓口

【体罰、セクシャル・ハラスメント、いじめ等相談窓口担当者】

教	頭	1名
参	与	1名
生徒指導部長		1名
保健主事		1名
人権教育担当		1名

平成26年4月1日 制定

令和7年10月1日 改定